㉜　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a　届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下㉜において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(e)及び(f)に掲げる事項を含めて記載すること。

(a)　最近連結会計年度及び⑹ただし書の規定により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第３条第７号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況（四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、⑹ただし書の規定により四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合に限る。）について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

(b)　最近連結会計年度及び⑹ただし書の規定により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較してセグメント情報に関連付けて記載し、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容を記載すること。また、⑹ただし書の規定により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容を記載すること。

(c)　生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。

(d)　主要な販売先がある場合には、最近２連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

d　主要な販売先がある場合には、最近２連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近２事業年度等）における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。

ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

㉜　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a　最近日現在において連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下㉜において同じ。）が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。

b　最近日現在における連結会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。